

平成30年度第8回総会（月例）議事録

日 時	平成30年11月28日（水） 午前10時開会																											
場 所	市役所本館2階 講堂																											
出席委員 （19名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 33%;">松下 清美（会長代理）</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>岩元 節朗</td> <td>上四元 正昭</td> </tr> <tr> <td>園山 一則</td> <td>弟子丸 宗一</td> <td>堂免 修</td> </tr> <tr> <td>永尾 寛</td> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> </tr> <tr> <td>外園 義興</td> <td>堀之内 薫</td> <td>村山 利清</td> </tr> <tr> <td>脇田 サトエ</td> <td></td> <td>横峯 明人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>飯屋 幸孝</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>福永 大悟</td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）		有村 伊智博	岩元 節朗	上四元 正昭	園山 一則	弟子丸 宗一	堂免 修	永尾 寛	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	外園 義興	堀之内 薫	村山 利清	脇田 サトエ		横峯 明人			飯屋 幸孝			豊留 辰男			福永 大悟
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																											
有村 伊智博	岩元 節朗	上四元 正昭																										
園山 一則	弟子丸 宗一	堂免 修																										
永尾 寛	中村 秀彦	鳩宿 隆雄																										
外園 義興	堀之内 薫	村山 利清																										
脇田 サトエ		横峯 明人																										
		飯屋 幸孝																										
		豊留 辰男																										
		福永 大悟																										
欠席委員 （0名）																												
事務局	<p>事務局長 馬場</p> <p>主 幹 榊</p> <p>支局主任 大小田、小山田、下野、中村、今吉、濱畑、引地</p> <p>専門員 栗須、橋口、徳永、矢崎、山本、有田</p> <p>主 査 内村、取違、大久保、二俣、原口、水盛</p> <p>主 任 鮫島</p>																											
農政総務課	主 査 浜田																											
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地転用事業計画変更に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 6 非農地認定に関する件 7 農地利用変更届出に関する件 8 農用地利用集積計画に関する件 9 相続税の納税猶予に関する件 10 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 11 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 																											
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 鹿児島市長（観光振興課）から照会のあった農地等の現況について 3 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 4 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 5 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 6 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 7 賃借料情報の提供について 																											

<p>議 長 吉 野 支 局</p>	<p>開会の前に事務局より連絡事項があります。</p> <p>8ページ議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」吉野の番号3号及び13ページ議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」番号10号は、議案書発送後、申請人から取下げ願いが提出されましたので議案の削除をお願いします。これに伴いまして、議案書の表紙「農地法第4条許可申請に関する件」の件数3件を2件に、「農地法第5条許可申請に関する件」の件数19件を18件に訂正をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第8回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、有村委員、堂免委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」及び議題8.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～6 ページ 12 件	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、13 番委員お願いします。</p>
13 番委員	<p>ご報告します。 番号 1 号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：相手要望、権利の種別の内容：所有権移転、売買。 番号 2 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号 3 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7 番委員お願いします。</p>
7 番委員	<p>ご報告します。 番号 4 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号 5 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、1 番委員お願いします。</p>
1 番委員	<p>ご報告します。 番号 6 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号 7 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、8 番委員お願いします。</p>
8 番委員	<p>ご報告します。 番号 8 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号 9 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与 番号 10 号、相手要望、その他資金、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、5 番委員お願いします。</p>
5 番委員	<p>ご報告します。 番号 11 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、6 番委員お願いします。</p>

6 番 委 員	<p>ご報告します。 番号12号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」12件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 7ページ～8ページ 2件</p>	
議 長	<p>次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。 番号1号、転用目的・施設等：一般住宅、住家1棟119.12㎡、庭敷地等361.88㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人畑、西…市道、南…宅地、市道、北…私道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、1番委員お願いします。</p>
1番委員	<p>ご報告します。 番号2号、植林、クヌギ120本459.00㎡、東…他人畑、西…宅地、南…県道、北…他人畑、原野、境界…土留、雨水…自然流下。 以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条、第5条の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地転用事業計画変更に関する件</p> <p>9ページ 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題3.「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、本庁、16番委員お願いします。</p>
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、許可日：平成28年10月20日、許可番号：農委第2815-5号、権利の種別：農地法第5条事業計画変更、所有権移転、売買、変更後の事業計画：建売住宅27棟、変更前の事業計画：建売住宅23棟。変更計画の概要：区割り（レイアウト）を変更する必要が生じたため。</p> <p>この件については、事務局が補足して説明します。</p>

事 務 局

この件につきましては、補足説明いたします。(図面掲示)

申請地は、市役所から南西へ約5km、田上広木トンネル付近に位置し、周囲を住宅地に囲まれた丘となっております。申請人は、申請地と隣接する山林・原野等を一体利用し建売住宅及び宅地分譲を行うとのことで、農地6筆について5条転用許可申請を提出したもので、平成28年10月20日付けで許可となっております。

今回の申請は、転用目的の変更はなく、転用許可を受けている農地以外の農地を新たに転用する計画もありませんが、計画のレイアウトを変更したいとのことで、申請があったものです。

議案書9ページにもありますとおり、開発計画面積が23,838.51㎡から28,519.71㎡へ増となっておりますが、周辺山林・雑種地等を新たに区域に取り込むもので、新たな農地は含まれないことにつきまして、提出書類により確認しています。また、当該開発区域の変更につきましては、所管課である土地利用調整課が既に変更申請書を受理しており、10月23日付けで当事務局にも事前協議がありました。これらの手続きを経て、今回の計画変更申請は提出されたものでございます。

それでは、事業計画後の図を説明します。

許可当時の計画図面がこちらになります(図1)。こちらの図面の赤色の点線から左側が市街化調整区域、右側が市街化区域になり、また黄色(6カ所)で着色した部分が5条許可申請区域となります。

5条許可申請につきましては、申請農地及び隣接山林等に建売住宅23棟及び通路等を設置予定とのことで、許可を行いました。住宅については図のとおりです(住宅23棟について、カウントして示す)((図1)をめぐって(図2)を掲示)。

黄色(6カ所)で着色した部分が5条許可申請区域ですが、今回、建売住宅23棟が、図のとおり27棟に変更になるとのことで、申請が行われたものです(住宅27棟について、カウントして示す)。

今回の事業計画変更については、転用目的・許可対象農地に変更はなかったこと、区域の増加に係る開発許可変更申請につきましても、山林・雑種地等に関するものであったことから、許可申請はなく、事業計画変更申請の提出のみとなります。

これらの内容につきましては、県農村振興課にも照会を行い、レイアウト変更に係る事業計画変更の提出のみでさしつかえない旨、回答を得ております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p>
<p>議題4. 農地法第5条許可申請に関する件 10ページ～17ページ 18件</p>	
議 長	<p>次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本庁、16番委員お願いします。</p>
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：使用貸借権、設定、転用目的・施設等：資材置場、資材置場114.41㎡、通路71.61㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…貸人畑、原野、西…貸人畑、南…他人畑、北…市道、境界…土留、雨水…自然流下、汚水…仮設トイレ。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、県道鹿児島東市来線岩屋口三叉路の北約400mに位置する第2種農地です。</p> <p>借人は、認定電気通信事業者で、申請地の隣接地に携帯電話無線基地局を設置するにあたり、その工事期間中、工事車両及び資材の置場を必要とすることから、申請地及び隣接する原野を一体利用し、資材置場として一時転用しようとするものです。</p> <p>なお、認定通信事業者が行う携帯電話無線基地局等の中継施設等の設置に伴う農地転用については、農業上の土地利用に事前調整が行われた場合は許可不要とされており、今回の基地局本体の転用については、11月20日付けで調整済となっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、13番委員お願いします。</p>

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、所有権移転、売買、車両置場、車両置場491.85㎡、東・南…県道、西…市道、北…河川、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号3号、所有権移転、売買、車両置場、車両置場88.00㎡、東・北…県道、西…雑種地、南…河川、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号4号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟54.65㎡、庭敷地等431.35㎡、東…宅地、渡人畑、西…宅地、南…水路、北…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号5号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場62.00㎡、東・北…河川管理道路、西…雑種地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、1番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟98.54㎡、庭敷地等159.46㎡、東・北…貸人畑、西…宅地、南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号7号、所有権移転、交換、庭敷地、庭敷地65.00㎡、東・北…渡人畑、西・南…宅地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号8号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟73.70㎡、庭敷地等401.30㎡、東…他人畑、宅地、西・南…市道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号9号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟128.15㎡、庭敷地等370.72㎡、東…市道、西・南・北…渡人畑、境界…土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、所有権移転、売買、福祉施設、老人ホーム1棟305.25㎡、駐車場等508.75㎡、東…水路、西…雑種地、宅地、南…市道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号12号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟89.43㎡、庭敷地等239.57㎡、東…市道、西・南…渡人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、発電施設、太陽光発電24,710.00㎡、調整池7,462.00㎡、資材置場等67,623.00㎡、東・南…山林、西…山林、他人畑、北…渡人畑、境界…土留、雨水…水路放流。</p> <p>申請地の場所等については、事務局より説明いたします。</p>

吉田支局	<p>この件について補足説明を申し上げます。(図面掲示)</p> <p>申請地は、吉田支所から南東に約2.8kmに位置し、市道吉永・吉野線近くの周囲を山林等に囲まれた「第2種農地のその他の農地」に該当します。申請人は、鹿児島市に本社を置き、不動産業及び発電・売電事業を営む法人で、今回、申請地に隣接する受人所有の山林を造成し、太陽光発電施設を設置するにあたり、雨水排水を水路に放流するための調整池(沈砂池)と資材置場、駐車場を設置するための用地として転用許可申請が提出されたものです。</p> <p>こちらの図の緑色で囲った部分が山林で、申請地はこの赤色で囲った2筆の畑になります。</p> <p>計画では、山林のうち斜線の部分に、太陽光パネル12,750枚、発電出力約4,200kW、の発電施設を設置し、雨水排水は、申請地を含む3か所の調整池(防災施設)を経由して、青色の水路に放流するものです。</p> <p>現在、隣接する山林については、鹿児島県の森づくり推進課へ林地開発許可申請の協議中です。</p> <p>なお、経済産業省への設備認定(平成26年4月15日)や九州電力との接続契約(平成28年7月28日)についても手続きは済んでいます。</p> <p>代替地を検討しましたが、他に適地がないことから申請はやむを得ないと判断したものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、賃借権、設定、材木仮置場、材木仮置場789.00㎡、駐車場等958.00㎡、東…県道、雑種地、西…里道、山林、南…山林、北…県道、山林、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、5番委員お願いします。
5番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、所有権移転、贈与、駐車場、駐車場12.50㎡、通路126.00㎡、転回場83.50㎡、東…里道、宅地、西…渡人畑、南…宅地、他人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟54.65㎡、庭敷地等112.35㎡、東・西・南…他人田、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号17号、賃借権、設定、事務所・工場、事務所1棟100.94㎡、工場1棟140.90㎡、作業場等3,599.16㎡、東…宅地、西…里道、南…市道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきましては、事務局より補足説明いたします。</p>

松元支局	<p>この件につきまして、図面でご説明させていただきます。(図面掲示)</p> <p>申請地は、松元支所から東へ約2.5kmに位置し、松元インターチェンジの出入口から約250mの場所にあるため、第3種農地の300m以内農地に該当します。</p> <p>申請人は神奈川県に本社を置く、主に建設用機械のレンタル・リース業を営む法人です。</p> <p>現在中山町にある鹿児島営業所での業務が手狭であるため、申請地を借受け事務所を移転するものです。</p> <p>申請地の西側には作業場として、地耐力15tの走行式門型クレーンを設置し、建設機材の積み下ろし等を行います。</p> <p>また、事務所と工場を建築し、工場ではリース機械等の整備・点検等を行います。こちらが重機置場、こちらが大型トラック駐車場、こちらが従業員用駐車場と来客用駐車場、その他の場所については通路及び転回場として申請地全てを利用する予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、6番委員お願いします。

6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟101.72㎡、庭敷地等313.28㎡、東・南・北…他人畑、西…水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>本件について補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請地への進入路については、里道に接している西側の水路からを計画しており、現在農地整備課と協議中です。</p> <p>番号19号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場1, 432.00㎡、車両置場等587.00㎡、東・南…水路、他人田、西…河川、他人田、北…他人田、雑種地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>本件について補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は、郡山支所から北東へ約2.1kmに位置する10ha以上の農地の広がりのある第1種農地に該当します。</p> <p>申請人は、申請地から南西に約2.8kmの場所に居住し、申請地から北に約150mの場所で建設・土木業を営んでいますが、今回、既存の資材置場が手狭となり、隣接する申請地を取得し、資材置場として転用するものです。</p> <p>申請地への進入は既存の資材置場から行う計画です。</p> <p>申請地は、第1種農地であり、原則として農地転用許可することはできませんが、申請施設は不許可の例外である農地法施行規則第33条第4号に規定する集落接続施設に該当することから、申請はやむを得ないと判断したものです。</p> <p>また、申請地は農地所有適格法人が平成26年10月20日法第3条許可により取得しましたが、その後、耕作予定であった法人の代表者が病気にかかったため、耕作できなくなり、さらにその代表者が死亡し、また、複数人いた従業員もやめてしまい、耕作を行うことが困難な状況に陥りました。申請地を耕作すべく、農作業従事者の募集を行いました。思うように人材が集まらず、耕作困難な状況となったため、今回の申請に至ったとのこと。以上のことから、転用はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号19号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
1 6 番 委 員	<p>14ページの番号13で、資材置場等67, 623㎡となっておりますが、先程の地図で、この資材置場として使われる部分を示して下さい。</p>

吉田支局	(図面掲示) 今回の申請地は、赤で囲んであるこの2筆の農地になります。1筆はこの調整池になり、もう1筆の方が資材置場として利用されることとなります。
16番委員	そこだけが資材置場ですか。
吉田支局	そうです。
16番委員	面積が合わないです。
吉田支局	これは全体の面積です。
16番委員	全体というのは、どこからどこまでですか。
吉田支局	この緑の囲まれた部分で、山林の部分も全部含めて、99,795㎡ですので、その内で、パネル設置場所、調整池を除いた所が、この資材置場等67,623㎡になります。
5番委員	農地部分はその2ヶ所だけですか。
吉田支局	そうです。
16番委員	資材置場が67,623㎡かと思いました。 農地部分の資材置場は何㎡ありますか。
吉田支局	これは、2,095㎡です。
議長	資材置場等となっているので、法面等含まれていると思います。
16番委員	わかりました。
議長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」18件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 但し、転用面積が3,000㎡以上である番号13、17号、第1種農地である番号19号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。

議題 5. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件 18 ページ～21 ページ 6 件	
議 長	<p>次に、議題 5. 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>20 ページ、番号 5 号につきましては、14 番委員が代表者を務める法人が申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、14 委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p style="text-align: center;">(14 番委員離席後)</p> <p>それでは、番号 5 号につきまして、委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「16 番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16 番委員どうぞ。</p>
16 番委員	<p>農地法第 18 条第 6 項という規定は、どういう条文になっていて、どういうことを目的にしているかということをお聞きします。</p>
事務局	<p>只今の質問のありました農地法第 18 条第 6 項についてですが、農地法第 18 条に、農地又は採草放牧地の貸借権の解約等の制限というのが定められておまして、その農地法第 18 条第 1 項に農地の賃貸借の解約の申し入れ、合意による解約、賃貸借の更新をしない旨の通知をして、農地の賃貸借をやめる場合は、知事、当市は権限委譲を受けておりますので、農業委員会ですが、知事の許可を受けなければならないと定められております。但し、農地法第 18 条第 1 項の各号に該当する場合は許可を得る必要はないとありまして、その主なものとしましては、合意による解約が、その解約によって農地等を引き渡すこととなる期限前 6 ヶ月以内に成立した合意であってその旨が書面において明らかである場合などは、許可を得る必要はありませんとなっております。そこで第 18 条第 6 項の中には、農地法の賃貸借をやめた場合、知事の許可を必要としないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨の通知をしなければならないと定められておまして、第 18 条第 6 項の通知書ということで、農業委員会の方に通知書を提出していただいているところでございます。</p>

1 6 番 委 員	知事の許可を得ないで、賃貸借の解約ができるという部分があるわけですね。知事の許可を得なければならないのはどういうものですか。
事 務 局	今、主なものとして第18条1項に6ヶ月以内に行なわれたものであってというのは、許可を得る必要はないのですが、ここにありますように6ヶ月以前に解約をする場合には、知事の許可を得なければならないということになります。
1 6 番 委 員	今ここで出されているのは、許可を得なければならないというのではないわけですね。
事 務 局	この議案書の右から2マス目に、解約申入日、解約成立日、土地引渡日というのが3段で年月日を入れてございますが、ここにありますように、一番下が土地引渡日ですので、その引渡日より6ヶ月以内に解約申入れ、合意が成されておりますので、これについては、知事の許可を得る必要はないというものでございます。
1 6 番 委 員	そういうことであれば、農業委員会で議論をする必要はないのではないですか。既に土地の引渡しまで行われている件がいくつもありますね。そうであれば、農業委員会でこの賃貸借は違法です、問題がありますとなった場合に、もう既に引渡しをされているのについて、いろいろ我々が異議を唱えることは、契約上はできないことになるのではないですか。
事 務 局	ここにあります一番下の年月日のところで、引渡日が既に過去の日になっておりますが、場合によっては、6ヶ月以内の未来の日が来ることもございますので、やはり農業委員の皆様方にこの件については、審議していただくということで、議案として提案させていただいております。
1 6 番 委 員	そうであれば、その部分だけを議案として出してもらって、その他のものは、解約済で、我々は審議をする必要はないのではないかと思いますので、そういうふうにはできませんか。
事 務 局	これは総会で審議するという事になっておりますので、今この場でそれは議案として提案することはしないということは、申し上げられません。その旨については、県農村振興課にも確認をさせていただきたいと思います。
1 6 番 委 員	報告事項でもいいのではないですか。

議 長	<p>それはまた検討します。 ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」番号5号につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。 残りの案件の審議に入ります前に、14番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(14番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 伊敷、松元地区に合意解約の通知が出ております。 委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」5件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
議題6. 非農地認定に関する件 22ページ～26ページ 7件	
議 長	<p>次に、議題6.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。 番号1号、調査結果：住家1棟、14年経過、現況宅地。 番号2号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7番委員お願いします。</p>
7番委員	<p>ご報告します。 番号3号、調査結果：杉、約40年経過、現況山林。 番号4号、調査結果：杉、約40年経過、現況山林。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、1番委員お願いします。</p>

1 番 委 員	ご報告します。 番号5号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉田、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	ご報告します。 番号6号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8 番 委 員	ご報告します。 番号7号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「非農地認定に関する件」7件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
議題7. 農地利用変更届出に関する件 27ページ～28ページ 2件	
議 長	次に、議題7.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 まず、喜入、8番委員お願いします。

8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：土地の高低差を一定にするため、切土盛土を行い畑としての利便性を高める。工事開始日：平成30年9月1日、工事終了日：平成30年9月30日、周囲の状態：東…里道、水路、西…他人畑、南…里道、北…水路、境界…土留、作物…麦、高さ…1.2m～1.3m。</p> <p>この件につきまして補足説明をいたします。</p> <p>申請者は、農地の利用変更を行う際には農業委員会の承認が必要であることを知らず、すでに自身で工事を完了させていたため今回変更届出書に始末書を添付させ、追認で承認を得ようとするものです。</p> <p>申請者には代理人を通じ、農地の利用変更には農業委員会の承認が必要であることを指導しました。</p> <p>また搬入土は行わず、切土盛土を行った土をそのまま利用し耕作を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日：平成30年12月1日、工事終了日：平成31年5月31日、周囲の状態：東・北…本人田、西…他人田、南…宅地、境界…ブロック積、作物…野菜、高さ…0.9m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農地利用計画変更届出に関する件」2件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>

議題 8. 農用地利用集積計画に関する件 29ページ～41ページ 23件	
議 長	<p>次に、議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>41ページ、番号 23号につきましては、14番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、14委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p style="text-align: center;">(14番委員離席後)</p> <p>それでは、番号 23号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>41ページをご覧ください。</p> <p>番号 23号、2筆で、地目：畑、面積 2,767.00㎡、権利の種類：所有権移転、区分：新規。</p> <p>平成 30年 11月 30日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18条第 3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「18番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、18番委員どうぞ。</p>
18番委員	<p>対価が 280万、230万というのは間違いないですか。</p>
議 長	<p>所有権移転です。</p>
18番委員	<p>賃貸借ではなくて、所有権移転ですね。わかりました。</p>
7番委員	<p>所有権移転をするのが、なぜ農用地利用集積に出てくるのですか。</p>

事務局	<p>対価については、ここに記載されている金額で間違いないということです。所有権移転売買ということです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法でできるのは、貸借による利用権の設定、それと売買等による所有権移転、それについても農業経営基盤強化促進事業で行うことができ、行われた農地については、公告をするとなっておりますので、ここに計画書ということであげてございます。</p>
7 番 委 員	3条ではないのですね。
事務局	3条での所有権移転もできますが、農業経営基盤強化促進法でも所有権移転ができます。
7 番 委 員	わかりました。
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」の番号23号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、14番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(14番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。残りの22件及び先ほどの1件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、ご説明申し上げます。</p> <p>29 ページをお開きください。</p> <p>「議案第 8 号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成 30 年 11 月 30 日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権 3 件 3, 109. 00 m²、全て新規、賃借権 19 件 30, 057. 29 m²、うち新規 12 件 22, 725. 29 m²、所有権移転 1 件 2, 767. 00 m²、合計 23 件 35, 933. 29 m²、うち新規 15 件 25, 834. 29 m²となっております。</p> <p>次に 30 ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。設定期間 3 年、5 年、10 年が各 1 件となっております。</p> <p>次に 31 ページをお願いします。</p> <p>これは、29 ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間 5 年、10 年が各 6 件、3 年が 5 件、5 年から 10 年未満が 2 件となっております。</p> <p>次に 32 ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権 4 筆、賃借権 32 筆、計 36 筆。面積は、田 10, 099. 00 m²、畑 13, 801. 00 m²、樹園地 9, 266. 29 m²、計 33, 166. 29 m²うち更新分は、7, 332. 00 m²です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は 22 人。うち更新分は 7 人となっております。</p> <p>次に 33 ページから 41 ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10a の賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 9. 相続税の納税猶予に関する件 42ページ～44ページ 3件	
議 長	次に、議題9.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 まず、本庁、16番委員お願いします。
16番委員	<p>42ページをお開きください。</p> <p>相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。</p> <p>相続開始年月日は平成18年3月5日でございます。</p> <p>申請人は被相続人の子でございまして、今回が5回目の発行でございます。</p> <p>申請は、平成30年11月6日に提出され、11月16日に11番委員、私、事務局職員3名の計5名で現地を調査いたしましたので、その結果についてご説明いたします。</p> <p>今回、調査いたしました申請農地は、全て畑でありました。</p> <p>番号1・2は、続き地で、人参、ブロッコリー、深ネギ、大根、白菜、エンサイ、ジャガイモ、キャベツ等が作付けされておりました。</p> <p>番号3・4は、ビニールハウス単棟が3棟あり、チンゲン菜、水菜、ほうれん草、ネギ、白かぶ、きゅうり等が作付けされ、また、露地には、ブロッコリー、白菜、しょうが、ワケギ、ミガシキ等が作付けされ、菊を植付け中ではございました。なお、約40㎡程度の農業用倉庫が1棟ありましたが、農地法施行規則第29条第1号の規定に基づき、農地転用許可は不要でございました。</p> <p>番号5は、3段の畑でございまして、1段目には、里芋、らっきょう、そば、山芋が作付けされ、2段目、3段目は、にがうりを作付け予定とのことでした。</p> <p>従いまして、各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておりましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	次に、吉野、1番委員お願いします。

1 番 委 員	<p>43ページをご覧ください。</p> <p>引き続き、相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。</p> <p>今回2件の申請があり、去る11月14日に17番委員、私、事務局職員3名で現地を調査いたしましたので、その結果についてご説明いたします。</p> <p>まず、番号2につきまして、相続開始年月日は平成27年4月17日でございます。</p> <p>申請人は被相続人の子でございまして、今回が2回目の発行でございます。</p> <p>調査いたしました申請農地は、全て畑でありました。特例適用農地の番号1は、ハウス2連棟に、三つ葉が水耕栽培で作付けされておりました。</p> <p>番号2、3は続き地で、ハウス2連棟があり、三つ葉が水耕栽培で作付けされておりました。</p> <p>次のページ、44ページをお開きください。</p> <p>番号3につきまして、相続開始は平成24年6月6日でございます。</p> <p>申請人は被相続人の子でございまして、今回が3回目の発行でございます。</p> <p>調査いたしました申請農地は、畑8筆、山林1筆でございました。なお、山林は登記地目であり、現況は畑でありました。</p> <p>特例適用農地の番号1と2は続き地で、ビニールハウスが5棟あり、ほうれん草、水菜が作付けされておりました。また、露地には人参、白菜、大根、白ネギが作付けされておりました。</p> <p>番号3には、梅、柿、ミカン、サワーポメロの果樹が植え付けられており、玉ネギ、ブロッコリーが作付けされておりました。</p> <p>番号4から6、7から9は、それぞれ、続き地でありまして、玉ネギを作付予定とのことでした。</p> <p>従いまして、今回2件の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておりましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「相続税の納税猶予に関する件」3件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>
<p>議題10. 農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題10.「農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>それでは、喜入、8番委員お願いします。</p>

8 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町浜田地区にあり、喜入支所から北西へ約5kmに位置し、東側は渡人畑、西側は宅地、南側は他人畑、北側は市道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題10.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題11. 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について</p> <p>別冊資料3 103件</p>	
議 長	<p>次に、議題11.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」を審議します。別冊資料3です。</p> <p>まず、谷山、13番委員お願いします。</p>
13 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>調査筆数：14筆、現況確認日：平成30年10月18日、農地・非農地の判断結果：檜、キンチク竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7番委員お願いします。</p>
7 番 委 員	<p>ご報告します。3ページです。</p> <p>調査筆数：10筆、現況確認日：平成30年11月1日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、キンチク竹・雌竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、1番委員お願いします。</p>

1 番 委 員	<p>ご報告します。4ページです。</p> <p>調査筆数：3筆、現況確認日：平成30年10月16日、農地・非農地の判断結果：杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、東桜島、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。5ページです。</p> <p>調査筆数：7筆、現況確認日：平成30年10月17日、農地・非農地の判断結果：雑木自然繁茂、現況山林により非農地すべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>調査筆数：3筆、現況確認日：平成30年10月18日、農地・非農地の判断結果：杉、ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、2番委員お願いします。
2 番 委 員	<p>ご報告します。7ページです。</p> <p>調査筆数：20筆、現況確認日：平成30年10月12日、農地・非農地の判断結果：10筆が唐竹、雑木自然繁茂、現況山林により非農地、1筆が不耕作で農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8 番 委 員	<p>ご報告します。8ページです。</p> <p>調査筆数：20筆、現況確認日：平成30年10月24日、農地・非農地の判断結果：19筆が杉、檜、雌竹・雑木自然繁茂、現況山林により非農地、1筆がシュロチク植付中で農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。

5 番 委 員	<p>ご報告します。9ページです。</p> <p>調査筆数：16筆、現況確認日：平成30年11月5日、農地・非農地の判断結果：14筆が杉、真竹、孟宗竹、雑木自然繁茂、現況山林により非農地、2筆が梅植付中で農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>調査筆数：10筆、現況確認日：平成30年10月16日、農地・非農地の判断結果：9筆が杉、檜、ゴキ竹、唐竹、コサン竹、雑木自然繁茂、現況山林により非農地、1筆が栗植付中で農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題11.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」103件につきまして、調書のとおり判定することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 45ページ 1件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 それでは、喜入、8番委員お願いします。
8 番 委 員	報告します。45ページです。 照会日：平成30年11月9日、現況：非農地、調査結果：該地は区域の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年11月20日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
2. 鹿児島市長（観光振興課）から照会のあった農地等の現況について 46ページ 1件	
議 長	次に、報告事項2「鹿児島市長（観光振興課）から照会のあった農地等の現況について」 それでは、桜島、2番委員お願いします。
2 番 委 員	報告します。46ページです。 照会日：平成30年10月15日、現況：非農地、調査結果：該地は都市計画区域外にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年10月24日 鹿児島市長へ報告済。 以上です。
3. 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 47ページ 1件	
議 長	続きまして、報告事項3「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、吉野、事務局お願いします。

吉野支局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>今回の届出の面積は3,332㎡で、2,000㎡以上になるため、国土利用計画法による届出が必要になり、10月19日に提出されました。</p> <p>申請地が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は、畑3,332㎡、転用目的は太陽光発電設備です。</p> <p>次に「2 農地の区分」ですが、申請地は、市街化区域内にある農地です。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域と、農用地区域には、該当しません。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は市街化区域内にある農地ですので、転用の際は、農地法第5条転用届出が必要です。」と回答しているところです。</p> <p>以上のとおり、土地利用調整課へ10月26日に回答したところでございます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>4. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 48ページ～49ページ 10件</p>	
議 長	<p>次に、報告事項4「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>48ページをお開きください。</p> <p>報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は10件です。</p> <p>登記地目別では、田6筆、4,620.00㎡、畑19筆、7,313.91㎡となっております。取得した事由別数は、相続が10件。権利の種別は、所有権が10件。農業委員会によるあっせん等は、無が10件となっております。</p> <p>49ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

5. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 50ページ～59ページ 38件	
事 務 局	<p>50ページをお開きください。</p> <p>報告事項5 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は、多い順に共同住宅が2件、駐車場が1件、合計3件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が32件、駐車場、資材置場、その他が各1件、合計35件となっております。</p> <p>51ページは、4条関係3件、52ページから59ページは、5条関係35件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
6. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料4	
事 務 局	<p>報告事項6 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>この報告は、担い手への農地集積・集約化を推進することを目的に実施している、農地利用の意向確認を内容とする鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検活動の、9月期の実施状況について報告するものです。</p> <p>一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の9月期については、訪問戸数180戸、うち不在4戸、アンケート回答戸数174戸、貸出希望5戸75.18アール、借入希望及び貸出・借入・中間管理事業活用実績はございませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数692戸、うち不在23戸、アンケート回答戸数665戸、貸出希望67戸1,561.45アール、借入希望9戸422アール、貸出・借入・中間管理事業活用実績はございませんでした。</p> <p>各地域ごとの実績についてはお目通しをお願いします。</p>
7. 賃借料情報の提供について 別冊資料5	
議 長	<p>続きまして、報告事項5「賃借料情報の提供について」事務局の報告をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>賃借料情報の提供について、報告いたします。別冊資料5をご覧ください。</p> <p>1の趣旨についてですが、この賃借料情報の提供は、農地法第52条の規定に基づき、地域における農地の賃借料の目安になるものとして、実勢の賃借料の情報を提供するものです。</p> <p>次に、2の算出方法等については、平成21年9月に全国農業会議所が示した手引きを参考に、賃借料情報に関するデータを収集し、賃借料水準の計算を行いました。</p> <p>賃借料データは、農地台帳より平成29年3月31日から平成30年10月31日までの間に、農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告のあった農用地利用集積計画、利用権設定の賃貸借データを使用しました。</p> <p>次に、賃借料水準の計算は、区分ごとの全賃借料データの平均値の1.7倍を超えるものと0.3倍未満の、特殊な取引に係るデータを取り除いた後のデータから10アールあたりの平均額、最高額、最低額を求めました。</p> <p>次に、3の提供区分について、(1)の地目は、作付作物から、田・畑・樹園地(茶畑)に分類し、畑のうち、松元地域については、お茶の産地としての地域性を考慮して、一般畑と茶畑に区分しています。</p> <p>(2)の地域については、平成16年11月1日の合併前の鹿児島地域及び桜島、吉田、喜入、松元、郡山の6地域に区分し、桜島地域の畑には、桜島地区と東桜島地区を合わせて提供します。</p> <p>なお、同地域に田はないことから地域設定はありません。</p> <p>また、今回、松元地域の一般畑については賃貸借の実績が5件未満であったため記載していません。</p> <p>4の賃借料情報の提供方法については、(1)の提供方法として、賃借料水準を賃借料情報として、農業委員会だよりと市ホームページに掲載するとともに、農業委員会本・支局の窓口配布等により提供します。</p> <p>(2)の公表期間は、2019年12月末までを予定しています。</p> <p>5の賃借料情報の公表案については、裏面の表のとおりです。お目通しをお願いします。</p> <p>以上で、賃借料情報の提供について、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>(議事終了：午前11時15分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>

